

09春闘3・25第3波ストライキ闘争を貫徹し 解雇白紙撤回まで闘うぞ!!

全日本育成会による非正規労働者の解雇・使い捨てを許さない!

闘うなかまのみなさん。

私たちは、東京都港区西新橋2-16-1全国たばこセンタービルにある「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」(以下、全日本育成会)で働く労働者で組織したユニオン東京合同・全日本手をつなぐ育成会分会です。

全日本育成会は、労災療養中の非正規職組合員に、雇用契約終了日を2009年3月31日とする「雇用契約終了の予告通知」を2月27日付けで送りつけてきた。ユニオン東京合同は、この解雇攻撃と真っ向闘って打ち破ります。3月12日の団交で約した19日までの回答も反故にして、撤回を逃れようという悪あがきを許さないぞ。

ぜひともご支援ください。ともに春闘を闘って勝利しましょう。

ふざけんじゃねえ!

労災認定され療養中の労働者を解雇の労基法違反

当該非正規労働者は昨年、重量物を扱う業務への急な配置転換がされたなかで腰痛症の労働災害を被災していました。腰痛の労働災害の認定の申請を行い、三田労基署によって認定されています。業務起因の労働災害で療養中の非正規労働者を雇用契約終了=解雇・使い捨ては、許せない。労基法でも労災療養中は解雇制限がされている。法律違反までして、階級的労働組合と労働者を職場から排除しようという攻撃を打ち破ります。

業務起因性の労働災害について使用者の責任は明白

許さねえぞ!

08年2月に、当該非正規組合員は、全日本育成会に残業代の賃金割増分未払いを請求しても、全日本育成会がすぐに払わない対応度を取ったので三田労基署に訴えました。三田労基署は、臨検に入り全日本育成会を指導しました。ちょうどこうした時期に業務配置転換され過重な労働で重度の腰痛症を被災しました。全日本育成会は、非正規職当該組合員の08年4月の契約更新時に、それまではなかった、「契約満了時に更新の可否を判断」という文言を「雇入通知書」に書き込みました。今これを使って、全日本育成会は当該労働者を排除・3月末で解雇しようとしています。

無条件に10年以上自動更新



08年4月から、「契約満了時に更新の可否を判断」

雇用契約の満了(=解雇)の理由として「1年間体調が整わないでことで長期に療養していた」ということにしています。そもそも使用者には労働者を安全な環境で働くようにする義務があるにもかかわらず労災を被災したのは、使用者の安全配慮が足りなかったからです。それを個人の責任にすり替えています。労災は使用者の責任です。

3・25 ユニオン東京合同の春闘第3波ストライキ

当該非正規労働者の解雇撤回を春闘のなかで勝ち取ります。団結して09春闘を闘いましょう。

09年3月25日(水) 11:45~13:00 昼休み情宣

東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル 前

就業規則の改悪で、雇用契約期間満了の場合の「解雇制限」を除外

全日本育成会は、昨年12月1日の就業規則改悪に際し、労基法で定める労働条件の基準は最低のものであると定められている(労基法第1条)にもかかわらず、「就業規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令が定めるところによる」としました。

労基法基準以下の内容でも、就業規則の方が労基法より優先されるように押し付けるというのです。

そのうえ、新設の「有期契約職員就業規則」で、(解雇制限)第11条で「ただし、雇用契約期間満了の場合はこの限りはない」という、労働基準法違反条項を作ったのです。これは労基法以下の基準を労働者に押し付けるものです。

全日本育成会が08年12月1日の就業規則改悪で狙った団結破壊の意図 (非正規労働者解雇関係)

労基法 > 就業規則	→	労基法 < 就業規則
正規・非正規同一就業規則		正規・非正規の就業規則を分断
労災療養中は解雇制限		解雇制限を雇用契約期間満了の場合には除外

労働委員会に新件(・実効確保)を救済申立をしました。
地位保全仮処分・民事損賠も準備しています。
「コンプライス違反」を指導の弁護士に懲戒請求しました。

悪辣弁護士も許さない!

3月16日、ユニオン東京合同は執行委員長名で第一東京弁護士会に対し、上記のような違法な労働者弾圧に加担している(専修大学法科大学院客員教授でもある)伊藤昌毅弁護士の弁護士懲戒を請求しました。

全日本育成会理事長らの「身の丈」論は、労働者使い捨ての論理

昨年秋より世界金融大恐慌が私たち労働者の生活に襲いかかってきています。こうした時代に、労働者は闘ってしか生きられません。中小・零細企業の倒産が相次ぎ、完全失業率は戦後最高。「派遣切り」で労働者の首がどんどん切られ、あらゆる産業で、大リストラ計画が発表され正社員も含む労働者の解雇・雇い止め=首切り、使い捨てが始まっています。全日本育成会・副島理事長らの言う「身の丈」論とは、世界金融大恐慌の時代に企業が「身の丈」(=勝手な都合)にあわせて労働者をこき使い、切り捨ててもいいという、派遣法と同じ「論理」です。全日本育成会による非正規職解雇を許さないという闘いは、派遣・非正規労働者の仲間の闘いと連帯して闘います。

ユニオン東京合同の春闘要求

要求貫徹! 書面で回答しろ!

当該非正規労働者の解雇撤回を春闘のなかで闘っていきます。ユニオン東京合同育成会分会の春闘要求は

① 就業規則の08年12月1日改悪強行を白紙撤回すること。② 欠員の生じた事務局職員については正規職員を補充すること。③ 希望する、非正規職員・派遣社員を正規職員に登用すること。④ 正規職員の賃金を1万円ひきあげること。⑤ 非正規職員の待遇を正規職員と同等にすること。少なくともただちに時給を1000円から1200円以上にすること、です。全ての労働者は団結して09春闘を闘いましょう。

ユニオン東京合同の非正規職解雇 白紙撤回闘争にご支援をよろしくお願いします。

2009年3月20日

ユニオン東京合同 全日本手をつなぐ育成会分会

住所:東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301

TEL&FAX:03-3262-4440 メール:info@union-tg.org

ホームページ:http://www.union-tg.org/

ユニオン東京合同は
解雇撤回まで闘うぞ!!